

建築基準法第 85 条「仮設建築物」における法令緩和条項一覧等（別紙）

1. 法第 85 条第 2 項の建築物に関する緩和規定

(1) 緩和される法の条項

- ・法第 6 条～7 条の 6（確認申請、中間検査、完了検査、使用の制限）
- ・法第 12 条第 1 項～第 4 項（定期報告）
- ・法第 15 条（工事届）
- ・法第 18 条（第 25 項を除く）（国・都道府県等の計画通知等）
- ・法第 19 条（敷地の衛生及び安全）
- ・法第 21 条～23 条（大規模建築物の主要構造部、屋根、外壁）
- ・法第 26 条（防火壁）
- ・法第 31 条（便所）
- ・法第 33 条（避雷設備）
- ・法第 34 条第 2 項（非常用昇降機）
- ・法第 35 条（特殊建築物等の避難及び消火に関する技術基準）
- ・法第 36 条（法第 19 条、21 条、26 条、31 条、33 条、34 条第 2 項、35 条に係る部分）
- ・法第 37 条（建築材料の品質）
- ・法第 39 条及び 40 条の規定（災害区域、条例による制限付加）
- ・法第 3 章（防火及び準防火地域内にあつては 50 m²以下のものに限る）

(2) 緩和される法施行令の条項（令第 147 条第 1 項：60m 以下の建築物の場合）

- ・令第 22 条（居室の床の高さ及び防湿方法）
- ・令第 28 条～30 条（便所の彩光及び換気、構造）
- ・令第 37 条（構造部材の耐久）
- ・令第 41 条～43 条（木材、土台及び基礎、柱の小径）
- ・令第 46 条（構造耐力上必要な軸組等）
- ・令第 48 条（学校の木造の校舎）
- ・令第 49 条（外壁内部の防露措置）
- ・令第 67 条（鉄骨造の接合部）
- ・令第 70 条（柱の防火被覆）
- ・令第 3 章 8 節（構造計算関係規定：令第 81 条～99 条）
- ・令第 112 条（防火区画）
- ・令第 114 条（界壁・間仕切壁・隔壁）
- ・令第 5 章（避難施設等関係規定：令第 116 条の 2～128 条の 3）
- ・令第 5 章の 2（内装制限等関係規定：令第 128 条の 3 の 2～129 条）
- ・令第 129 条の 2 の 4（屋上突出水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分）
- ・令第 129 条の 13 の 2 及び 13 の 3（非常用昇降機）

- ※ 1. 本条第 2 項の「災害があつた場合の応急仮設建築物」について、設置完了後 3 ヶ月を超えて存続使用する場合には、本条第 3 項の許可が必要です。また、「工事を施工するための現場事務所等」であっても設置場所等により、本条第 5 項の許可が必要です。
- ※ 2. 上記(1)(2)は緩和できる規定であり、その他の規定は仮設建築物であっても適合させる必要がありますので注意してください。

2. 法第 85 条第 5 項の建築物に関する緩和規定

(1) 緩和される法の条項

- ・ 法第 12 条第 1 項～第 4 項（定期報告）
- ・ 法第 21 条～27 条（大規模建築物の主要構造部、屋根、外壁、防火壁、特殊建築物の構造）
- ・ 法第 31 条（便所）
- ・ 法第 34 条第 2 項（非常用昇降機）
- ・ 法第 35 条の 2（特殊建築物等の内装制限）
- ・ 法第 35 条の 3（無窓の居室等の主要構造部）
- ・ 法第 3 章（建築物の敷地、構造、建築設備及び用途：法第 41 条の 2～68 条の 9）

(2) 緩和される法施行令の条項（令第 147 条第 1 項：60m 以下の建築物の場合）

- ・ 令第 22 条（居室の床の高さ及び防湿方法）
- ・ 令第 28 条～30 条（便所の彩光及び換気、構造）
- ・ 令第 37 条（構造部材の耐久）
- ・ 令第 46 条（構造耐力上必要な軸組等）
- ・ 令第 49 条（外壁内部の防露措置）
- ・ 令第 67 条（鉄骨造の接合部）
- ・ 令第 70 条（柱の防火被覆）
- ・ 令第 3 章 8 節（構造計算関係規定：令第 81 条～99 条）
- ・ 令第 112 条（防火区画）
- ・ 令第 114 条（界壁・間仕切壁・隔壁）
- ・ 令第 5 章の 2（内装制限等関係規定：令第 128 条の 3 の 2～129 条）
- ・ 令第 129 条の 2 の 4（屋上突出水槽、煙突その他これらに類するものに係る部分）
- ・ 令第 129 条の 13 の 2 及び 13 の 3（非常用昇降機）

※1. 本条第 5 項により設置する建築物については、同項の許可が必要です。

※2. 上記(1)(2)は緩和できる規定であり、その他の規定は仮設建築物であっても適合させる必要がありますので注意してください。

※3. 確認申請・完了検査等手続きの規定は緩和されていないため、注意してください。

※4. 許可の対象となる建築物

①仮設興行場 ②博覧会建築物 ③仮設店舗その他これらに類する仮設建築物（※）

（※）その他これらに類する仮設建築物については、以下の通り。

③-1：仮設選挙用事務所又は後援会事務所

③-2：仮設郵便局（年末年始に使用する集配室等）

③-3：本建築物と別に設けられる分譲マンション販売のためのモデルルーム

③-4：仮設展示場住宅（ハウジングセンター）であって集団的な経営のもの

③-5：商業ビル屋上に設ける夏季利用のビアガーデン等

③-6：第 2 項の「工事を施工するために現場に設ける事務所・下小屋・資材置場」等の用途の建築物を工事現場以外に設置する場合

※5. 建築敷地が市街化調整区域である場合は、「都市計画法による仮設建築物等の取り扱い基準」に該当することが必要となりますので、開発指導係と協議してください。